

# 重要なお知らせ

令和4年10月から

## 「紹介状なし」で受診する場合の

## 選定療養費が改定されます

(選定療養費とは、初診時・再診時外来定額負担費用のことです)

他の医療機関からの紹介状なしで受診される場合、医療費とは別に、厚労省の告示に従い国が定めた金額以上の定額負担を患者さんに求めることが特定機能病院等に義務付けられています。2022年の診療報酬改定に伴い、選定療養費の下限額が引き上げられましたので、下記のとおり変更いたします。

種類	対象者	改定内容	
		9月30日まで	10月1日以降
初診時 外来 定額負担費	初診時に他医療機関から紹介状を持参されない方	5,500円 (税込)	7,700円 (税込)
再診時 外来 定額負担費	他医療機関への紹介を行った後、患者さん自らの希望で当院を継続受診された方	2,750円 (税込)	3,300円 (税込)

当院を受診される際には、かかりつけ医からの「紹介状」をお持ちください。